

平成 2 8 年度第 1 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 9 年 2 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成29年2月15日(水) 午後2時02分
3. 閉会日時 平成29年2月15日(水) 午後2時41分

4. 出席委員(24名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	15番	古館成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	22番	佐々木君信君
24番	漆坂政行君	25番	下久保トキ子君
26番	野崎さち子君	27番	中野均君

5. 欠席委員(2名)

21番	山崎誠一君	23番	畑山喜太郎君
-----	-------	-----	--------

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第53号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第54号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第55号	競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第56号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第57号	農地の転用事実に関する照会について
報告第58号	農地等の現況について（裁判所）
議案第65号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第66号	競売買受適格者の証明について
議案第67号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第68号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第69号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第70号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第71号	平成29年度農作業労働賃金等標準額について

8. 議事録署名委員

18番 杉山秀明君 19番 力石堅太郎君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	野田健治	事務局次長	市澤新吾
事務局振興係長	力石浩暢	事務局農地係長	越田守
事務局主任主査	山崎和也	事務局主任主査	野月明久
事務局主事	江渡俊裕		

10. 書記

事務局主任主査 山崎和也

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は21番 山崎 誠一 委員、23番 畑山 喜太郎 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成29年2月6日に告示招集いたしました平成28年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
18番 杉山 秀明 委員、19番 力石 堅太郎 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には山崎和也君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第53号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第53号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は6件でございます。全て合意解約によるものです。54番と55番は今後貸借を予定しているということでございます。56番は17ページの94番で賃貸借があります。57番は15ページの97番で贈与があります。58番は17ページの91番で賃貸借が出てまいります。59番は今後農地中間管理機構との貸借を予定しているということでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第53号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第54号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (野田健治君) 3ページでございます。報告第54号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページと5ページでございます。今回は8件で、相続が7件、包括遺贈が1件でございます。あっせん等の希望はありません。118番と121番は自ら耕作するものです。119番は被相続人が宅地拡張のため農地転用許可を受け、目的の用に供しているところでございますが、現況が宅地となっておりますが、地目変更登記をしないまま相続となったものです。120番は今後貸借を予定しているということです。122番は包括遺贈、いわゆる全ての農地を遺言により贈与したものです。このうちの一部はこのあと24ページの32番及び25ページの33番で基盤法により売却するものです。その他一部を農業用施設として使用している農地以外は自ら耕作するものです。5ページでございます。123番は被相続人が貸家建築のため農地転用許可を受けており、地目変更登記がなされていないため、現況宅地となっている土地と現況不明地がありますけれども、残りの農地については貸借中となっております。124番は一部に農業用施設が建っており現況宅地となっておりますが、それ以外については自ら耕作するものです。125番は一部は貸借中、その他は自ら耕作するものです。なお、転用許可を受けて事業を完了している土地については、相続人において地目変更登記をするよう指導してまいります。以上でございます。

議長 (中野均君) 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第54号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第55号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (野田健治君) 6ページでございます。報告第55号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。7ページでございます。今回は農地法第3条の許可書1件の交付がでございます。青森地方裁判所八戸支部における競

売に係るもので、許可については1月17日開催の第10回総会、議案第56号で承認を得ております。許可書の交付は1月19日に行っております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第55号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第56号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）8ページでございます。報告第56号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。9ページでございます。今回は農地法第3条の許可書3件の交付でございます。十和田市における公売に係るもので、許可については1月17日開催の第10回総会、議案第57号で承認を得ております。取得者は3件とも同一人で、許可書の交付は1月27日に行っております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第56号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第57号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）10ページでございます。報告第57号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。11ページをお願いいたします。今回の照会件数は2件2筆で、現地調査は2月6日に実施し、法務局への回答は2月8日に行っております。38番は見世集落内の見世集会所から北に直線距離で約130メートルの沢地でございます。旧上明戸農場の南側になります。1月開催の第11回総会、報告第50号で同じく照会による非農地回答した場所と近接しております。申請地は20年以上耕作されておらず雑木が繁茂していることから、荒廃農地Aの認定をしているものであり、周囲は山林及び原野に囲まれ農地への復元は困難であるとみられることから、非農地と回答しております。39番は北園小

学校東側の市道を七郷方面に向かい、元町西のファミリープラザ十和田店北側の市道との交差点から南平方面に約200メートル進んだところの、申請者の自宅の南側になります。現在は閉鎖している佐藤機械工業の工場敷地となります。申請者は平成2年に当該土地に既存の工場を拡張するため増築しており、20年以上経過した今回、増築部分の敷地について分筆登記を行ったことから、現地調査の結果、非農地と回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第57号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第58号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）12ページでございます。報告第58号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。13ページをお願いいたします。今回の照会件数は1件1筆で、現地調査は2月6日に実施し、裁判所への回答は2月8日に行っております。5番は高清水小学校北側の道路を学校から西に70メートルほど進み、そこから北に道なりに300メートル進んだ地点の道路北側になります。1月開催の第10回総会、報告第51号で農地回答した場所の隣地になります。対象地は登記地目が原野となっておりますが、現況が田となっております。現地調査の結果、一部が山林となっていることを確認しており、一部非農地と回答したものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

（事務局から、照会のあった土地の所有者についての説明をする。）

再開 午後2時15分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第58号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は小川班長、赤崎委員、畑山委員の3名です。2月6日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第65号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）14ページでございます。議案第65号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。
16番 小川 正孝 委員、お願いします。

報告委員（小川正孝君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は23件で、うち所有権移転が8件、賃借権設定が14件、使用貸借による権利の設定が1件です。所有権移転8件のうち、申請番号91番から96番までは売買で、相手方要望によるものです。申請番号97番と98番は贈与で、97番は妻から夫へ、98番は親から子へそれぞれ贈与するものです。次に賃貸借及び使用貸借についてですが、17ページの申請番号89番から18ページの98番までは労力不足により、99番から102番は相手方要望によりそれぞれ賃借権を設定するものです。申請番号103番は使用貸借による権利の設定で、労力不足により貸借するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（中野均君）小川委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、ただいまの調査委員報告の内容について補足的な説明をさせていただきます。まず15ページでございます。97番でございますが、これは2ページの57番で合意解約した農地が含まれております。17ページをお願いいたします。89番と90番は貸人が同一です。91番は2ページの58番で合意解約したものです。92番は基盤強化法での貸付期限到来により再設定をするものでございます。93番は同じく基盤強化法での貸付期限到来のものと、3条での使用貸借からの再設定となっております。94番は2ページの56番で合意解約をしたものでございます。18ページと19ページをお願いいたします。

100番と101番は貸人が同一でございます。また、101番と102番は借人が同一となっております。所有権移転の91番から98番まで及び貸借の89番から103番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第65号は許可することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第66号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）20ページをお願いいたします。議案第66号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。21ページをお願いいたします。今回証明願いのあった農地は平成27年9月11日に裁判所に農地回答しており、9月24日開催の平成27年度第6回総会で報告したもので、平成29年1月19日に競売の公告がされております。入札期間は3月9日から3月16日、開札期日は3月22日、売却決定期日は3月29日となっております。なお特別売却は3月23日から24日となっております。経営拡張のため買受を希望するものでございます。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

(事務局から競売に係る土地の所有者及び売却基準価格についての説明をする。)

再開 午後2時22分

議長 (中野均君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議長 (中野均君) これより質疑に入ります。ありませんか。

議長 (中野均君) はい、20番。

委員 (米田一典君) 改良区の滞納とかはないんですか。

事務局長 (野田健治君) 改良区の滞納等は不明でございます。今出てきているのはあくまでも競売として報告されたという事実だけでしか確認しておりませんので。実際にこの滞納があるのは信用基金協会ということの確認しかとれておりません。

委員 (米田一典君) そこを確認して後で、後でいいですから。

事務局長 (野田健治君) はい、確認します。

議長 (中野均君) 20番、米田委員。よろしいでしょうか。

委員 (米田一典君) はい。

議長 (中野均君) その他ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (中野均君) ご異議なしと認めます。よって議案第66号は承認することに決定いたしました。

議長 (中野均君) 次に議案第67号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (野田健治君) 22ページでございます。議案第67号、十和田市農用地利用

集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。16番 小川正孝 委員、お願いします。

報告委員（小川正孝君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。2月6日午後に、赤崎委員、畑山委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の8件です。申請地は全て、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号26番から33番までの8件は全て労力不足により売買するものです。これらの農地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を2月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）小川委員、ご苦勞様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは補足的な説明をさせていただきます。24ページと25ページをお願いいたします。24ページの32番と25ページの33番でございますが、この所有権を移転する者は同一人となっております、先ほど4ページの122番で包括遺贈により取得した農地の一部を基盤強化法で売買するということになっております。今回申請のあった所有権移転8件につきましては調査書のとおりで、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第67号は要請することに決定

いたしました。

議長（中野均君）次に議案第68号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）26ページでございます。議案第68号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。27ページから30ページになります。賃借権でございますが、12件38筆、面積が83,086平方メートルとなっております。農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターへ利用権設定をするもので、設定期間は全て10年間となっております。27ページでございますが、32番から34番の3件と、31ページの20番と21番の使用貸借による権利の利用権設定者は同一の経営体となっております。これにつきましては経営転換協力金の対象となっております。28ページをお願いいたします。35番、これも31ページの22番の使用貸借による権利の利用権設定者が同一経営体となっております。耕作者集積協力金の対象となっております。36番は平成27年に農地中間管理機構に対して貸付した農地がございまして、その時は耕作者集積協力金の交付を受けておりますが、今回六戸町に所有する残った農地と合わせて、全ての農地の利用権設定をするものでございます。このことにより、今回貸付する農地に対して経営転換協力金が交付されるというものでございます。37番は経営転換協力金の対象となっております。29ページでございます。38番は耕作者集積協力金の対象となっております。39番と40番は同一経営体で、これも耕作者集積協力金の対象でございます。41番と30ページでございますが、42番、43番及び32ページの23番、24番は、同一経営体による利用権設定でございます。経営転換協力金の対象となっております。31ページをお願いいたします。使用貸借による権利の設定でございますが、6件でございます。31筆60,944平方メートルとなっております。それにつきましても利用権設定期間は全て10年間となっております。20番と21番は先ほど出てまいりました27ページの32番から34番と同一経営体でございます。また22番につきましても28ページで出てまいりました35番と同一経営体でございます。32ページをお願いいたします。23番と24番は29ページ30ページの21番から43番と同一経営体となっております。25番につきましては経営転換協力金の対象となっているものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第68号は承認することに決定
いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第69号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を
いたします。

事務局長（野田健治君）33ページをお願いいたします。議案第69号、農地法第4条
第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項
の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付す
るための意見を求める件でございます。

議 長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。
10番 赤崎 和夫 委員、お願いします。

報告委員（赤崎和夫君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条
の農地転用は、今月は申請番号14番の1件です。転用理由は貸家建築で、
自己所有地に貸家を建築するものです。農地区分につきましては、都市計画法の
用途地域内であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、
申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められ
ましたので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議 長（中野均君）赤崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたし
ます。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてご説明いたします。34ページで
ございます。今回の申請は1件となっております。14番の場所でございますが、
元町西一丁目のファミリープラザ交差点の東角にあるエネオス十和田西店
から西側の道路を南に約80メートル進んだ道路の東側になります。申請地に
貸家を建築するというところでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第69号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第70号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）35ページをお願いいたします。議案第70号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 赤崎 和夫 委員、お願いします。

報告委員（赤崎和夫君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号56番から59番の4件です。申請番号56番と57番は建売分譲です。56番は9棟分の、57番は4棟分の分譲を計画しており、譲受人は同一業者です。農地区分につきましては、申請番号56番は第1種農地内の農地ですが、建築しようとする住宅は集落に接続して建築されるものであり、不許可の例外となります。また申請番号57番は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地に該当します。次に申請番号58番ですが、保育園の園庭を拡張するものです。既存の園庭が手狭であることから、農地を買受けて園庭を広げ整備するものです。農地区分は第1種農地内ですが、既存施設の拡張であり、拡張に係る面積が既存施設面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外となります。申請番号59番は太陽光発電施設の整備です。譲受人は父から使用貸借により20年間土地を借受け、太陽光発電に供するとのことです。農振除外は昨年度手続きが完了しておりますが、転用許可手続きをしていなかったことから、始末書付きで申請するものです。農地区分につきましては農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（中野均君）赤崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君） それでは、申請案件につきましてご説明いたします。36ページでございますが、今回の申請は4件となっております。56番の場所でございますが、十和田中学校東側の道路を北に向かって、約550メートル進んだ道路の東側です。また57番の場所は、十和田工業高校正門から主要地方道三沢十和田線を東に640メートル進み、そこから北へ約230メートル進んだ道路の西側になります。56番57番いずれも農地を買受けて同一事業者が建売分譲するものでございます。58番の場所は十和田工業高校西側の県道上野十和田線を北に450メートル進み、村中商事を過ぎたところから東に480メートル進んだところにある、わんぱく広場保育園の東側に隣接したところでございます。農地を買受けて園庭の拡張をするということでございます。59番の場所は県道戸来十和田線の十和田観賞魚センターの信号から米田方面に約700メートル進んだ道路の東側でございます。農地を借受けて太陽光発電施設を整備するものでございます。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第70号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君） 次に議案第71号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 37ページでございます。議案第71号、平成29年度農作業労働賃金等標準額について。このことについて、別紙のとおり平成29年度農作業労働賃金等標準額を定めたいので、承認を求める件でございます。38ページをお願いいたします。平成29年度の農作業労働賃金及び農業機械利用料につきましては、料金等を据え置くこととして、平成28年度と同額といたします。この件につきましては、昨年末より委員の皆様からのご意見を集約したものを1月17日開催の第10回総会後の全員協議会でご説明申し上げ、農業委員会の意見として、2月1日開催のJA十和田おいらせ及び市農林畜産課との検討会において了承されたものでございます。その際、今後の検討事項として、農作業労働賃金が15年以上も変更となっていないということから、毎年

最低賃金が上昇の方向で見直されているという事との整合性を欠かないよう、また青森県の最低賃金を下回らないよう他産業の最低賃金との兼合いを鑑みていくことを申し合わせております。なお平成28年度から、今後消費税の変更を踏まえて、税抜の料金を参考価格として併記しております。皆様のお手元に参考資料としてですね、A3版の縦長の表をお配りさせていただいております。平成29年度農作業労働賃金と標準額のお知らせ、案ということで配付しておりますが、若干表記の仕方を変えております。まず上部のほうの白抜きで注意と書いた部分がございますが、ここの記載が目立つようにということで文字のフォントを大きくしております。かつ参考単価であるということを強調しております。参考単価につきましては黒抜きのところに黒の太文字で書いているということでございます。なおこの表につきましては、本議案の承認後に農家へ配布するという事としております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第71号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時41分 —————